

(OA用)

地方本部①

受付	地方本部名	番号
年月日	東京	

弁済業務保証金分担金納付書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長 殿

私は宅地建物取引業法第64条の9にもとづき弁済業務保証金分担金として下記の通り納付致します。

但し、弁済業務保証金分担金の返還に際しては、宅地建物取引業法第64条の11第4項に基づく公告に関する費用及び同法第64条の10第1項、第2項に定める還付充当金の納付義務、並びに貴協会入会金・会費等に関する規則第2条及び第4条、5条に定める分納入会金・会費・退会等事務手続費用その他貴協会に対して負担する一切の債務に充当・相殺されることに異議なく承諾いたします。

金 600,000 円也

但し主たる事務所、金 600,000 円也、その他の事務所、金 0 円也

免許証番号	() 第 号		
免許年月日	令和 年 月 日 (免許の有効期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで)		
商号又は名称			
代表者氏名	設 立 年 月 日		
役職	生 年 月 日 性 別		
代表者住所			
主たる事務所所在地			電話 - -
従たる事務所所在地			電話 - -

弁済業務保証金分担金領収証

殿

金 600,000 円也

上記の金額領収致しました。

令和 年 月 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

東京本部長

瀬川 信義

印

この弁済業務保証金分担金の返還請求権は、これを第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることを禁じます。

(OA用)

地方本部②

受付	地方本部名	番号
年月日	東京	

弁済業務保証金分担金納付書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長 殿

私は宅地建物取引業法第64条の9にもとづき弁済業務保証金分担金として下記の通り納付致します。

但し、弁済業務保証金分担金の返還に際しては、宅地建物取引業法第64条の11第4項に基づく公告に関する費用及び同法第64条の10第1項、第2項に定める還付充当金の納付義務、並びに貴協会入会金・会費等に関する規則第2条及び第4条、5条に定める分納入会金・会費・退会等事務手続費用その他貴協会に対して負担する一切の債務に充当・相殺されることに異議なく承諾いたします。

金 600,000 円也

但し主たる事務所、金 600,000 円也、その他の事務所、金 0 円也

免許証番号	() 第 号		
免許年月日	令和 年 月 日 (免許の令和 年 月 日から) 有効期間 令和 年 月 日まで)		
商号又は名称			
代表者氏名	設 年 月 日	立	
役職	生 年 月 日	性 別	
代表者住所			
主たる事務所所在地			電話 - -
従たる事務所所在地			電話 - -

弁済業務保証金分担金領収証

殿

金 600,000 円也

上記の金額領収致しました。

令和 年 月 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

東京本部長

瀬川 信義

印

この弁済業務保証金分担金の返還請求権は、これを第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることを禁じます。

(OA用)

会員用

受付	地方本部名	番号
年月日	東京	

弁済業務保証金分担金納付書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長 殿

私は宅地建物取引業法第64条の9にもとづき弁済業務保証金分担金として下記の通り納付致します。

但し、弁済業務保証金分担金の返還に際しては、宅地建物取引業法第64条の11第4項に基づく公告に関する費用及び同法第64条の10第1項、第2項に定める還付充当金の納付義務、並びに貴協会入会金・会費等に関する規則第2条及び第4条、5条に定める分納入会金・会費・退会等事務手続費用その他貴協会に対して負担する一切の債務に充当・相殺されることに異議なく承諾いたします。

金 600,000 円也

但し主たる事務所、金 600,000 円也、その他の事務所、金 0 円也

免許証番号	() 第 号		
免許年月日	令和 年 月 日 (免許の令和 年 月 日から) 有効期間 令和 年 月 日まで)		
商号又は名称			
代表者氏名	設 年 月 日	立	
役職	生 年 月 日	性 別	
代表者住所			
主たる事務所所在地			電話 - -
従たる事務所所在地			電話 - -

弁済業務保証金分担金領収証

殿

金 600,000 円也

上記の金額領収致しました。

令和 年 月 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

東京本部長

瀬川 信義

印

この弁済業務保証金分担金の返還請求権は、これを第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることを禁じます。